

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター 看護師養成機関学生奨学金制度

(令和6年2月現在)

本制度は、看護師または助産師を目指し養成学校に修学する学生で、資格取得後に東千葉メディカルセンター（以下「当センター」という。）で勤務することを約束できる方の学費を援助することで、当センターの医療体制の充実を図ることを目的として、奨学金を支給するものです。制度の概要及び応募方法等は以下のとおりです。

1. 支給対象者

次の条件を全て満たす必要があります。

- ・令和6年4月時点において、大学、短期大学、養成所または大学院の看護師・助産師養成課程（以下「看護師養成機関等」という。）に修学する（している）方。
- ・卒業後または修了後、直ちに当センターにおいて常勤の看護師または助産師（以下「看護職員」という。）として勤務することができる方。

※准看護師養成課程は対象になりません。

2. 支給金額

年額 1,000,000 円 ※年2回（4月・10月）に分けて、ご本人名義の口座に振込みます。

3. 奨学金の返還または返還免除について

【全部返還】

- ・奨学金の支給が取り消されたとき。（退学・休学・停学など）
- ・卒業後または修了後、直ちに当センターの看護職員として入職しないとき。

【全部返還免除】

- ・卒業後または修了後、直ちに当センターの看護職員として入職し、奨学金を受給した期間に相当する期間を勤務したとき。

【一部返還・一部返還免除】

- ・卒業後または修了後、直ちに当センターの看護職員として入職し、奨学金を受給した期間に相当する期間に達する前に退職したとき。

例】奨学金を2年間(2,000,000円・24月)受給した方が、当センターにおいて1年6ヵ月勤務した後に退職した場合。

返還免除：1年6ヵ月分(18月) $2,000,000 \text{円} \div 24 \text{月} \times 18 \text{月} = 1,500,000 \text{円}$ (千円未満切上)

返 還：2,000,000円 - 1,500,000円 = **500,000円**

4. 提出書類

【新たに看護師養成機関等に修学する方】

- ・申請書（所定様式）
- ・履歴書（所定様式）
- ・高等学校の成績証明書

- ・看護師養成機関等に入学することが確認できるもの（合格通知書の写しなど）

※申請書の下段に記載のある、所属校からの推薦は必要ありません。

【既に看護師養成機関等に修学している方】

- ・申請書（所定様式）
- ・履歴書（所定様式）
- ・看護師養成機関等の直近の成績証明書
- ・看護師養成機関等に在籍していることが確認できるもの（在学証明書や学生証の写しなど）

※所属校の推薦を受けられない場合は、その旨の「理由書（任意様式）」を作成し、上記応募書類と併せて提出してください。

5. 選考方法

提出書類及び面接による選考による。

6. 応募期間

例年2月頃

7. 問合せ先

〒283-8686 千葉県東金市丘山台3丁目6番地2
地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター
東千葉メディカルセンター 事務部 総務課
電話 0475-50-1199(代表)